

特定非営利活動法人のわみサポートセンター  
役員報酬規程

(目的)

第1条この規程は、定款第19条の規定に基づき、常勤の役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条常勤役員の報酬は、本法人の予算の範囲内において支給することができる。

(報酬の種類)

第3条常勤役員の報酬は、基本給と特別手当とする。

(基本給の締切期間)

第4条基本給の締切期間は、当月の1日から月末までとする。

(支払日)

第5条支払日は、毎月10日とする。ただし、支払日が休日に当たるときは、休日でない直近の日に繰り上げる。

(報酬の支払方法)

第6条報酬は、法令の規定により、控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該役員の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。

(日割計算)

第7条基本給を日割計算するときは、当該月の暦日数をもって基本給の額を除して得た金額により計算する。ただし、最終的な計算結果に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り上げる。

(基本給の額)

第8条役員の月額基本給は、次の役職ごとを限度内とし、法人の資産および収支の状況を勘案して理事長が別に定める。

報酬限度額

- (1) 理事長 250,000円
- (2) 理事 200,000円

(特別手当)

第9条役員に対して、予算の範囲内において、勤務成績等を考慮して特別手当を理事会の決議を得て支給することができる。

(死亡時の扱い)

第10条役員が死亡した場合は、その遺族に当月分の報酬を全額支給する。

- 2 前項の遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から45条までの規定を準用する。

(補足)

第11条この規程の実施に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から適用する。(平成25年1月8日理事会決議)